

利用者のために

I 2010年農林業センサスの概要

1. 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、我が国農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握することによって、農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する2010年世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的として実施。

2. 調査の沿革

我が国は、昭和25年の1950年世界農業センサス以降10年目ごとに国際条約に基づく世界農業センサス（昭和35年からは、林業センサスも同時に実施）を行うとともに、その中間年に我が国独自の農業センサスを実施している。

3. 調査の根拠法規

統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいたものである。

4. 調査の期日

平成22年2月1日現在で実施

5. 調査の対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）」を対象に実施。

6. 調査組織

農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員

7. 調査方法

調査客体による自計調査

8. 調査事項

経営の様態、世帯の状況、農業経営の特徴、経営耕地面積等、農業用機械の所有、農業労働力、農産物の作付面積等及び家畜の飼養状況、農産物の販売金額等、農作業の委託及び受託の状況、保有山林面積、林業労働力、育林面積等及び素材生産量、林産物の販売金額等、林業作業の受託の状況、その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項。

9. 2010年世界農林業センサスの主な変更点

今までの農林業センサスは北海道用、都道府県用、沖縄県用に調査票がわかれていたが、全国共通の調査結果の表章が可能になるよう1種類の調査票に統一した。また、全国統一時点の調査結果を得る観点から、沖縄県の調査期日を他の都道府県と同様2月1日現在とした。

II 結果表利用上の注意

1. この結果表は、市で実施した農業経営体調査のうち農家に関するものを掲載している。
2. 本書に用いた数値は市の集計結果である。
3. 単位未満数を四捨五入しているため、合計と一致しない部分がある。
4. 本書は農林業経営体のうち農家に係る数値を集計したものである。
5. 本書の統計表中で用いている昭和60年以前の数値については、定義の変更により組み替えできない表については、「旧定義による」とただし書きしている。
6. 表中に用いた記号は以下のとおりである。
 - 「0」…… 単位に満たないもの
 - 「-」…… 該当事実がないもの
 - 「…」…… 事実不詳又は調査を欠くもの
 - 「△」…… 数値が減少したもの
 - 「X」…… 秘密保護のため秘匿したもの
7. 農協毎指標では、旧市町村（昭和25年当時）で集計している為、実状と異なる場合がある。比較の際はご注意ください。
8. この結果表は現在の久留米市の範囲について集計したもので、合併日以前の調査結果も新市域の数値に組み替えている。